

令和4年12月21日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮問第168号の概要

## (漁業センサスの変更)

# 1 漁業の基本構造に関する統計調査

## 基幹統計調査

### 漁業センサス

(農林水産省・5年周期)

【次回：令和5年】

- ◆ 漁業を営む経営体（世帯・事業所）や漁業協同組合、漁業に関連する事業所（魚市場、冷凍・冷蔵工場等）を対象に、漁業種類、使用漁船、養殖施設、資源管理の取組、事業所の取扱高等について調査

令和4年12月に諮問

## 一般統計調査

### 漁業構造動態調査

(農林水産省・漁業センサス実施年以外の毎年)

- ◆ 海面漁業を営む経営体（個人経営体4,500、団体経営体1,100）を対象に、漁業種類、使用漁船、養殖施設等について調査

## 2 漁業センサスの概要（前回調査・平成30年）

### 調査の目的

我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

調査実施課

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室

### 調査の概要

調査周期

5年

実施期間

海面漁業調査・内水面漁業調査 : 平成30年10月～11月  
流通加工調査 : 平成31年1月

	調査票の種類	報告者数	主な調査事項
調査 海面 漁業	①漁業経営体調査票	漁業経営体（世帯・事業所） 約95,000経営体	漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の状況 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員漁業就業日数その他の就業状況
	②海面漁業地域調査票	漁業協同組合 約950組合	資源管理・漁場改善の取組、会合・集会等の開催状況
漁内 業水 調査	③内水面漁業経営体調査票	内水面漁業経営体（世帯・事業所） 約5,500経営体	漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の状況 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況
	④内水面漁業地域調査票	内水面組合 約1,000組合	組合員数、漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組
調査 流通 加工	⑤魚市場調査票	魚市場 約850市場	魚市場の施設及び取引高 その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場 調査票	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場 約10,000事業所	事業内容、従業者数 その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

調査系統

① : 農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者  
②～⑥ : 農林水産省－地方農政局等<sup>(注)</sup>－調査員(③⑥)－報告者

調査方法

郵送、調査員、オンライン、職員

(注) 地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所農林水産センターをいう。

# 3 調査結果の利活用状況

## 行政施策上の利用

- 水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画（直近のものは、令和4年3月25日閣議決定）策定の際の基礎資料として利用
- 地方公共団体における水産施策の企画・立案の基礎資料として利用

## 財政上の利用

- 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会等交付金の算定基礎として利用
- 地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく普通交付税算定の際、水産行政費の算出の資料として利用

## 他の統計調査の母集団情報として活用

- 漁業センサスで得られた情報を、海面漁業生産統計調査（基幹統計調査）や漁業構造動態調査（一般統計調査）等の母集団情報として活用

# 4 主な変更事項 (1)

## ① 調査系統の変更

➤ 前回まで、②～⑥は、地方農政局等経由調査として実施

⇒地方農政局等経由の調査の一部(②④⑤)を民間委託するなど、地方農政局等の業務負担の削減

	調査票	前回調査	今回調査(案)
調査 海面 漁業	①漁業経営体調査票	配布・収集：都道府県・市区町村経由	配布・収集：都道府県・市区町村経由
	②海面漁業地域調査票	配布：本省 収集：地方農政局等経由	配布・収集：民間委託
漁業 内水面 調査	③内水面漁業経営体調査票	配布・収集：地方農政局等経由	配布：本省 収集：地方農政局等経由
	④内水面漁業地域調査票	配布：本省 収集：地方農政局等経由	配布・収集：民間委託
調査 流通 加工	⑤魚市場調査票	配布：本省 収集：地方農政局等経由	配布・収集：民間委託
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	配布・収集：地方農政局等経由	配布：本省 収集：地方農政局等経由

# 4 主な変更事項（2）

## ② 調査方法の変更

▶ 前回まで、調査票により、様々な調査方法が混在

⇒ i) ①について、郵送による収集を追加

ii) ②～⑥について、基本的に、郵送・オンライン調査に統一

iii) オンライン調査の方法について、農林水産省の独自システム（eMAFF<sup>(注)</sup>）に統一

	調査票	前回調査	今回調査（案）
調査 海面 漁業	①漁業経営体調査票	配布：調査員 収集：調査員、オンライン（e-survey）	配布：調査員 収集：調査員、 <b>郵送、 オンライン（eMAFF）</b>
	②海面漁業地域調査票	配布：郵送 収集：郵送、オンライン（電子メール）	<p>配布：<b>郵送</b> 収集：<b>郵送、オンライン（eMAFF）</b></p> <p>②④⑤については、郵送、オンラインで回収できない場合は民間事業者の調査員が回収 ③⑥については、郵送、オンラインで回収できない場合は調査員や職員が回収</p>
漁業 調査 内水面	③内水面漁業経営体調査票	配布：郵送、調査員 収集：郵送、調査員、オンライン（e-survey）、職員	
	④内水面漁業地域調査票	配布：郵送 収集：郵送、オンライン（電子メール）	
調査 流通 加工	⑤魚市場調査票	配布：郵送 収集：郵送、オンライン（電子メール）	
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	配布：調査員 収集：調査員、オンライン（e-survey）	

(注) eMAFFとは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システムであり、農林水産省への手続だけではなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続などについても包括的にカバーするもの

## 4 主な変更事項（3）

### ③ 調査の実施期間の変更

- 地方公共団体からの要望や、民間委託化等を踏まえ、調査実施期間の拡大

調査票		前回調査	今回調査（案）
調査 海面 漁業	①漁業経営体調査票	調査票の配布：平成30年10月15日 調査票の回収：平成30年11月20日	令和5年10月1日から 11月30日までの期間に実施
	②海面漁業地域調査票		
漁業 内水面 調査	③内水面漁業経営体調査票		
	④内水面漁業地域調査票		
調査 流通 加工	⑤魚市場調査票	調査票の配布：平成31年1月10日 調査票の回収：平成31年1月31日	令和5年12月1日から 令和6年1月31日までの期間に実施
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票		

# 4 主な変更事項（4）

## ④ 調査事項の変更

調査結果の利活用上の必要性を踏まえ、一部の調査事項を変更

《追加例》

### ➤ 水産エコラベル認証の取得状況

(調査票①③⑥)

(調査票①)

11月1日現在で取得している水産エコラベル認証について、当てはまるものをすべて選んでください。

MEL (日本; 漁業・養殖)	771	<input checked="" type="checkbox"/>
MSC (英国; 漁業)	772	<input checked="" type="checkbox"/>
ASC (オランダ; 養殖)	773	<input checked="" type="checkbox"/>
BAP (アメリカ; 養殖)	774	<input checked="" type="checkbox"/>
Alaska RFM (アメリカ; 漁業)	775	<input checked="" type="checkbox"/>
GLOBAL G.A.P. (ドイツ; 養殖)	776	<input checked="" type="checkbox"/>
いずれの認証も取得していない	777	<input checked="" type="checkbox"/>

(注) 水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう、生産者及び流通加工業者が認証された方法で生産・流通加工された水産物にラベルを表示する仕組みのこと

※ 上記などの追加のほか、「資源管理・漁場改善の取組区分」について、漁業法の改正（令和2年12月施行）により変更となった制度を選択肢に追加するなどの変更や、調査票のレイアウトや設問の文言表現等の形式的な見直しを計画

### ➤ 輸出の販売金額割合・規模

(調査票①③⑥)

(調査票①)

過去1年間に漁獲・収穫した水産物を輸出している場合は当てはまるものをすべて選んでください。  
また、輸出した水産物の販売金額または数量を把握している場合は、5に記入したすべての水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を記入してください。

輸出している	販売金額を把握している	575	<input checked="" type="checkbox"/>	→	販売金額に占める輸出金額の割合	579	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%
	販売金額は把握していないが数量を把握している	576	<input checked="" type="checkbox"/>		→	販売金額に占める輸出金額の割合（※数量換算）	580	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	販売金額と数量のどちらも把握していない	577	<input checked="" type="checkbox"/>						
輸出していない		578	<input checked="" type="checkbox"/>						

※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合を輸出金額の割合に換算して記入してください。

(注) 漁業協同組合を対象にする調査票②④においても、海外向け出荷額について、同旨の設問を追加